## 3 調査結果から見られる傾向や状況について

## |○ 体罰と判断される件数は、2件であった。(※前回調査は3件) ・厳重注意2件である。(※前回調査では、文書訓告2件・厳重注意1件) 体罰・ 言葉の暴力 〇 行き過ぎた指導等の不適切な行為は、行為を受けたのが51件であった。(※前回調査は55件)なお、行為を見たのは54件であった。 |○ 言葉の暴力は、行為を受けたのが100件であった。(※前回調査は127件)。なお、行為を見たのは78件であった。 ・行為を受けた件数100件の主な内訳は、人格や能力を否定する(46件)、バカにする(27件)、罵る(19件)、威嚇や脅し(8件)である。 ○ 児童生徒がセクハラを受けたと回答したのが36人(前回調査は67人)と昨年度と比べ減少している。なお、見たと回答したのは8件であった。 ・内訳は小学校19人(前回調査24人)、中学校17人(前回調査41人)、高校0人(前回調査1人)、特別支援学校0人(前回調査1人)である。 セクシュアル ・主な理由は、身体に触られ不快であった(16件)、性的な話を言われ不快であった(授業に直接関連する内容は除く)(4件)、 ハラスメント 性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらい、不快であった(1件)である。 |○ 体罰及びセクハラの防止策として、学校長は年度当初の職員会議や打ち合わせ等において、人権尊重や体罰・セクハラ禁止の経営方針を示し、周知徹底 している。また、その後は職員会議や打合せの時間を活用し、市教委からの通知やコンプライアンス通信等を配布して周知徹底を図っている。 ○ 教職員間の連携を強化するとともに、児童生徒の情報の共有化、組織による対応、風通しのよい環境づくりに取り組んでいる。 ○ 学校だよりやHPを活用し、学校の様子を積極的に発信し、保護者との信頼関係の構築に力を入れている。 〇「校内コンプライアンス研修」や「不祥事防止のためのセルフチェック」等を実施し、教職員自身にこれまでの指導を振り返らせたり、人権について考えさたり 各学校での取組 するなどし、人権感覚の高揚を図っている。 ○ 目標申告面接等を活用して、管理職が教職員一人一人に助言指導を行っている。 〇 校内におけるわいせつ行為等の防止のため、校内死角点検及び校内巡視を実施し、改善・対策を行っている。 |○ 教育相談活動の充実により、児童・生徒の声を拾い、体罰・セクハラの未然防止に務めている。 4 調査を踏まえた今後の対応 ○ 教職員の人権感覚、指導力の向上を図る。 ・職員会議や打合せ等において、報道記事や通知等の最新の情報をもとに、体罰・セクハラ禁止の周知を徹底する。 ・不祥事防止のためのセルフチェックを計画的に実施するとともに、人権研修、コンプライアンス研修等の充実を図る。 学校教育における人権研修《事例編》《手法編》 職員のコンプライアンス校内研修《事例編》《手法編》 服務管理 アンガーマネジメント 言葉の暴力 子どもの権利条約 各学校での取組 ○ 学校組織体制の強化を図る。 ・教職員の連携強化、児童生徒の共通理解と風通しのよい職場環境を作ることで、体罰・セクハラを未然に防ぐ。 ・事案発生時の報告・連絡・相談を迅速・的確に行うとともに組織での対応や指導等、校内支援体制の構築を図る。 ・職員の悩み相談やメンタルヘルスの充実 ○教育委員会では、教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、以下の取組を行う。 ・不祥事防止に向けて教育長メッセージ及び性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり宣言を全教職員に発出し、周知を図ることにより意識啓発を図る。 ・教職員の人権意識を高めるために、子どもの権利条約に関する階層別研修及び校内研修の充実を図る。 ・校内の死角を限りなくゼロにするなど性暴力を生まない環境を整備するとともに、児童生徒を性暴力から守るための行動指針を周知するなど、教職員の安全 配慮義務の理解・履行を図る。 教育委員会 ・体罰、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として、児童生徒のための電話相談や送料無料の手紙相談である「子どもにこにこサポート」について周知を

拡大するとともに、児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図る。

かせ、中学校でのCAPに関する絵本の図書室での年間展示を実施留する。 ・自他の命の大切さについて実感できるようにするため、全小学校1年生を対象に、「生命(いのち)の安全教育」を実施する。

・児童生徒への人権教育として、「子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム(CAP研修)」や全小学校3年生を対象にCAPに関する絵本の読み聞